

2. ごみ収集

本市においてごみの収集搬入形態は、委託収集、許可業者収集、直営収集、自己搬入の4形態があり、排出源との関連は次表のとおりとなっています。

なお、家庭系、事業系の区分は、収集搬入形態から類推した便宜上の区分であり、厳密な意味での分類ではありません。

排出源	収集搬入形態	備考
(1) 家庭系ごみ	委託収集	ごみ集積所収集、粗大ごみ収集
	直営収集	ペットボトルの拠点回収
	自己搬入	市民が自ら処理施設に搬入したごみ
(2) 事業系ごみ	許可業者収集	一般廃棄物収集運搬業者による収集
	自己搬入	事業者が処理施設に搬入したごみ
(3) その他のごみ	直営収集	不法投棄ごみ等
	自己搬入	公共施設ごみ

なお、市において処理出来ないごみとして、ピアノ・タイヤ・畳・消火器・耐火金庫・ガスボンベ・廃油・バッテリー・オートバイ等を指定し、処分については、販売店及び下取業者へ依頼するようお願いしています。

また、家庭系ごみのうち、収集しないごみとして、引越しごみ・新改築等で出たごみ等があり、自己搬入するか許可業者等の処理業者に依頼する等の処置をとるようお願いしています。

(1) 家庭系ごみの収集体制

① 計画区域内人口・世帯数

人 口	世 帯 数	(注) : 人口・世帯数は 平成23年10月1日現在
483,770	210,505	

② 分別・収集方法 (24年度)

ごみの種類	回数	収 集 方 法
燃やせるごみ	3/週	紙袋及び認定ポリ袋による ステーション方式 (月1回は、 「陶磁器・ガラスなどのごみ」の収集)
陶磁器・ガラスなどのごみ	1/月	ポリ袋及びビニール袋による ステーション方式
リサイクルするプラスチック	1/週	ポリ袋及びビニール袋による ステーション方式
その他のプラスチックなどのごみ	1/週	ポリ袋及びビニール袋による ステーション方式
資源ごみ・有害ごみ	1/週	ポリ袋及びビニール袋による ステーション方式
資源ごみ(紙・布類)	1/週	ひもで縛る(紙類は種類ごとに) ステーション方式
粗大ごみ	随 時	電話申込による戸別収集 (有料)
ペットボトル	随 時	拠点回収
草・樹木枝	1/週	ひもで縛る・ポリ袋及びビニール袋 ・認定ポリ袋によるステーション方式

③ ごみ集積所 (平成24年4月1日現在)

分 別 区 分 名	箇 所 数
燃やせるごみ (陶磁器・ガラスなどのごみ含む)	14,322ヶ所
リサイクルするプラスチック/その他のプラスチックなどのごみ	11,986ヶ所
資源ごみ/有害ごみ	11,526ヶ所

④ 収集体制（平成24年4月1日現在）

区 分	分 別 区 分 名	業 者 数	車 両 台 数
委 託	燃やせるごみ（陶磁器・ガラスなどのごみ含む）	1業者	32台（2人乗務）
	リサイクルするプラスチック		9台（2人乗務）
	その他のプラスチックなどのごみ		9台（2人乗務）
	資源ごみ／有害ごみ		18台（2人乗務）
	粗大ごみ		4台（2人乗務）
	草・樹木枝		6台（2人乗務）
	合 計		78台
直 営	ペットボトル		

※委託業者名簿をⅧ参考資料 P.189 に掲載しています。

※予備車両6台（草・樹木枝）

⑤ ごみ収集委託料【平成24年度単価（消費税を含まず）】

ごみの種類	基本額 (1台/月)	祝日基本額 (1台当たり)	従量制 (1kg当たり)
燃やせるごみ (陶磁器・ガラスなどのごみ)	1,145,000円	36,500円	2.89円
リサイクルするプラスチック	1,682,000円	36,500円	
その他のプラスチックなどのごみ	1,148,500円	36,500円	7.58円
資源ごみ及び有害ごみ	1,618,000円	36,500円	
粗大ごみ	1,618,000円	36,500円	
動物死体	1,500円/頭		
草・樹木枝	911,900円	36,500円	2.89円

⑥ 年間収集委託料支払い額（平成23年度実績）

分 別 区 分 名	総 額
燃やせるごみ（陶磁器・ガラスなどのごみ）	680,225,167円
リサイクルするプラスチック	194,646,375円
その他のプラスチックなどのごみ	196,335,866円
資源ごみ／有害ごみ	375,004,350円
粗大ごみ	83,334,300円
動物死体	1,567,125円
草・樹木枝	47,398,261円
合 計	1,578,511,444円

(2) 事業系ごみの収集体制

① 松戸市内事業所数及び従業員数

事業所数	従業員数	出典：平成23年版松戸市統計書
14,331 事業所	139,844 人	平成21年7月1日現在

② 対象ごみ

ア. 事業系一般廃棄物

イ. 産業廃棄物のうち、木くず・紙くず・繊維くず・下水道し渣

(※松戸市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物については

Ⅷ参考資料P. 175⑥を参照)

③ 許可業者（一般廃棄物収集運搬業）収集

許可業者は排出事業者との契約により戸別収集し、処理施設に搬入する。

ア. 許可業者数及び車両数（平成24年8月1日現在）

37業者128台

※ 許可業者名簿をⅧ参考資料 P. 190 に掲載しています。

(3) その他のごみの収集体制

直営収集

対象ごみ 不法投棄ごみ等

※ 直営収集体制（平成24年度）

ア. 対象ごみ ペットボトル回収・不法投棄ごみ等

イ. 車両・人員 8台 専任職員11人